

平成24年度 四国総合通信局重点施策

「四国を強く！ いつも身近にICT」 ～情報通信による地域活性化～

1 ICTを活用した地域づくりの推進

地域の社会経済の活性化や住みよい地域づくりを目指し、ICTを活用した成長戦略の実現、地域からの情報発信によるデジタルコンテンツの流通促進、ホワイトスペースなど地域における電波の利活用促進などに取り組む。

(1) ICTを活用した成長戦略の実現【拡充】

ICTを活用した地域課題解決に向け、市町村や地域のNPO法人、医療・教育・農業機関等に対して、ICT利活用の先進事例を紹介するなどの取り組みを行う。

(2) 地域からの情報発信によるデジタルコンテンツの流通促進【継続】

地域コンテンツのコーディネータ育成のため、引き続き、大学、地方公共団体等に対する研修会等の開催並びに四国コンテンツ映像フェスタ、映像制作研修会、セミナー等の開催を行い、地域づくりや人づくりに資する地域コンテンツの流通促進を図る。

また、ケーブルテレビ事業者間での番組交換や情報通信関係等の各種セミナーを録画して番組化する取り組みを支援し、地域コンテンツの活用機会の増大を図る。

(3) ホワイトスペースなど地域における電波の利活用促進【拡充】

地方公共団体、大学、観光団体、商工団体、企業等を対象に、平成24年度から制度化されるエリア放送を含む新たな電波の利活用に関する施策及び制度、先進事例の成果と課題などを広く周知するとともに、ニーズ把握に努める。

また、導入を検討している団体等へのサポートなども強化し、地域における電波の利活用を促進する。

(4) ICT分野の研究開発の推進【継続】

ICT分野の研究開発及びベンチャー支援を行うとともに、産学官の情報交換・交流を一層促進することにより、研究開発の促進と新規事業創出を推進する。

(5) 無線局オンライン申請の促進【拡充】

免許申請等の手続きの迅速化と利用者の負担軽減のため、免許人及び関係団体等に対する戸別訪問によるサポート、当局主催説明会や既存イベントを活用した操作体験の実施、免許人への電子申請ガイドブック送付などにより、オンライン申請の促進を図る。

2 ICT利活用を支える情報通信基盤の充実

ICT利活用を支える情報通信基盤の充実に向け、超高速ブロードバンド基盤の整備、ワイヤレスブロードバンドのための円滑な周波数再編の推進、陸上無線通信のデジタル化の促進、携帯電話の不感エリアの解消などに取り組む。

(1) 超高速ブロードバンド基盤の整備の推進【拡充】

超高速ブロードバンド基盤の整備の推進のため、条件不利地域の地方公共団体に対し、きめ細かな働きかけを行う。

(2) ワイヤレスブロードバンドのための円滑な周波数再編の推進【継続】

ワイヤレスブロードバンド実現に必要な携帯電話の新たな周波数確保のため、既存免許人への周知・相談対応など、円滑な周波数移行・再編に取り組む。

(3) 陸上無線通信のデジタル化の促進【継続】

消防用、防災行政用及びタクシー用などの陸上無線通信において、高度な情報伝達や周波数の有効利用が可能となるデジタル通信システムの普及促進を図る。

(4) 携帯電話の不感エリアの解消【継続】

補助事業の活用により、携帯電話の利用可能な地域の拡大を支援し、中山間地、過疎地等に存在する携帯電話の不感エリアの解消に努める。

(5) 地デジ受信環境の整備

ア 新たな難視対策【継続】

暫定的難視対策事業で対応している地域における恒久対策は、原則として平成24年度末までに完了することとし、その実現に向け、平成24年度の支援策を活用した対策手法の検討を行うとともに、地元に対して条件緩和等支援策のきめ細かな情報提供を行う。

また、共聴施設等の維持管理費に対する地方公共団体の独自支援策の創設に向けた働きかけを行う。

イ 受信環境改善リパック【継続】

受信環境改善のためのリパックは、大三島中継局(4/5～4/18)及び阿波中継局(7月)を残すのみとなっており、リパックの円滑な完了に向け、関係者(当局、放送事業者、デジサポ、地方公共団体等)の協力と連携を強化し、周知広報活動や受信者対策を進める。

(6) 災害に強い情報通信の整備

ア 防災関係機関相互間の通信手段の確保【継続】

非常災害時に重要な役割を担う行政機関をはじめとする関係機関が、相互に、必

要とされる情報を円滑に流通させるための体制整備に向けた取組を強化する。

また、非常通信訓練や非常通信体制の点検を実施して、災害等での通常通信ルートが使用不能になった場合に備えた通信体制の確保を図る。

イ 災害に強い通信・放送のインフラ整備の推進【新規】

住民に的確に防災関係情報が伝達できる防災行政無線の整備に関し、早期整備やデジタル方式への移行の働きかけを強化する（再掲、Ⅱ-3 関連）。

また、放送（テレビ、ラジオ、CATV）は、国民生活に必要な情報をあまねく届けるために極めて高い安全性・信頼性が求められるところであり、各事業者へ予備機器の配置、停電対策等に係る技術基準への適合・維持及び自己点検実施などの働きかけを強化する。

ウ クラウドサービスの普及促進【新規】

地方公共団体等に対し、災害発生時において、クラウドサービスの利用により重要な行政データが保全されること及び汎用 PC 端末の利用により住民向けサービスの早期再開が可能であること等のメリットを紹介し、その普及促進に取り組む。

また、産学の民間に対しても、アプリケーションの構築・アップデート、ウィルス対策、データバックアップ等が共通で実施されること及びセキュリティレベルの高いシステムの構築が可能であること等のメリットを紹介し、その普及促進に取り組む。

3 安心・安全な環境の整備

情報通信利用者保護のために、安心・安全にインターネットを利用できる環境整備、電気通信サービスの消費者トラブルに対応する環境整備などに取り組む。

また、無線利用者が安心・安全に利用できる良質な環境整備対策のために、電波の混信妨害への迅速対応や電波法令に違反する無線局に対する監視の強化、無線機器製造・販売業者等への周知・啓発などに取り組む。

（１）利用者利益の確保

ア 情報セキュリティの周知啓発の充実・強化【拡充】

ICT利活用を促進するため、青少年の安全・安心なインターネット利用を啓発するため、引き続きe-ネットキャラバンを実施するほか、本省が開催している「青少年のインターネットリテラシー指標に関する有識者検討会」のインターネットリテラシー指標作成のためのプレテストへも積極的に協力する。

また、本年2月に実施した「情報セキュリティシンポジウム道後2012」に続くセキュリティシンポジウムを産学官で連携して開催するとともに、セキュリティ推進協議会（SPREAD）の活動支援にも取り組む。

イ 電気通信サービスの消費者トラブルに対応する環境整備の促進【継続】

平成21年度に設置した「四国電気通信消費者支援連絡会」を継続的に開催するとともに、内容の充実を図ることで、消費生活センター、電気通信事業者、行政の連携を強化し、環境整備を促進する。

ウ 電波の人体への影響等に係る周知・啓発【継続】

一般消費者と専門家とのリスクに関する知識のギャップを埋めるため、解りやすい説明会及び双方向の情報交換（リスクコミュニケーション）を行う。

(2) 混信妨害への迅速対応及び電波法令に違反する無線局への対応強化

ア 混信妨害申告への迅速対応【拡充】

社会的影響が大きい重要無線通信への妨害など緊急事案への即時の対応体制を確立・堅持するとともに、混信妨害申告への効率的な対応に努めながら早期解決を図る。

イ 違反無線局の規正強化と不法無線局の排除・撲滅【拡充】

規正用無線局の運用等により、違反無線局への注意喚起や指導を強化するとともに、悪質性の高い違反無線局や不法無線局に対し、排除・撲滅に向けた厳正な措置を講じる。

ウ 捜査関係機関との連携強化【拡充】

警察や海上保安庁などの捜査関係機関との連携強化を図り、効率的に不法無線局の共同取締りや電波利用者のコンプライアンス向上に資する活動を実施する。

エ 電波監視施設の充実・強化【継続】

電波監視施設の安定運用に資するため、設備更改に向けた詳細調査、適切な点検・保守など監視用機器の整備強化に努める。

(3) 無線局定期検査の事後規制への移行に伴う監督の強化【拡充】

平成23年6月30日から登録検査等事業者制度がスタートしたところであり、制度の健全な運営を図るため、登録検査事業者への立ち入り検査を実施するなど、事業者の不正を未然に防ぐための適切な監督に努める。

(4) 船舶の安全確保のための新しい海上通信システムの普及促進【継続】

「船舶共通通信システム」、「簡易型AIS」、「小型船舶救急連絡システム」及び「小型船舶位置情報伝送システム」について、電波法令周知会等における周知広報や各県の漁業関係部署や無線漁業組合等への協力要請により、導入促進を図る。